

報道関係者 各位

平成 29 年 7 月 7 日

【照会先】

労働基準局安全衛生部

化学物質対策課環境改善室

室 長 木口 昌子

室長補佐 寺島 友子

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5501)

(直通電話) 03(3502)6756

## 規格不適合の防じんマスクの流通が判明 ～製造者が防じんマスクの回収・交換を行っています～

このたび、市販されている防じんマスク（使い捨て式）の一部製品について、粉じんを捕集する能力が国家検定規格を下回っていることが判明しました。このため、厚生労働省では製造者に対してこれらの製品の回収を要請したところですが、一部製品を所有者が使用した場合、健康への影響が否定できないことから、直ちに使用を中止するよう広く注意喚起を行うため、ホームページでその事実を公表します。（詳細は以下をご参照ください）

なお、製造者が既に自主的な回収・交換を行っていますので、併せてお知らせします。

### 1 問い合わせ先

■製造者 東洋物産工業株式会社

本 社 : 兵庫県三木市別所町巴 21-1

電 話 : 0794(83)0155 品質管理部 消費者相談室

受付時間 : 8:30～17:00 土日祝日は休み

U R L : [http://www.toyo-safety.co.jp/news\\_important\\_10.html](http://www.toyo-safety.co.jp/news_important_10.html)

### 2 回収対象の防じんマスク（使い捨て式防じんマスク）

型 式 名 称 : TOYO No. 1725（検定合格番号：第 TM474 号）

販 売 個 数 : 35,440 枚

回収品の販売対象期間：平成 23 年 1 月 1 日～29 年 6 月 28 日

### 3 健康被害のおそれについて

粒子捕集効率が規格に達しない製品を使用した場合、健康被害のおそれが否定できないため、所有者は使用を直ちに中止し、回収に応じてください。

## 【事案の詳細】

防じんマスクなどの呼吸用保護具については、労働安全衛生法令において、事業者が労働者に一定の有害作業を行わせる場合に着用させることを義務づけています。これら呼吸用保護具のうち、防じんマスクについては、所要の規格を満たしていることを担保するため、製造者などに対し販売前に型式検定を受けることを義務付けています。

また、型式検定合格後の市場に流通する段階での性能を確保するため、厚生労働省では公益社団法人産業安全技術協会に委託して、市場に流通している呼吸用保護具を購入して性能を試験する、買取り試験を実施しています。

このほど、買取り試験を行った使い捨て式防じんマスクの一部の製品について、国家検定規格を満たしていないことが判明しました。

厚生労働省では、製造者に対してこれらの製品の回収の要請を行いました。これらのマスクは、既に販売店などを通じて不特定多数の方に販売されております。

そのため、厚生労働省では、この事実を厚生労働省ホームページに掲載して、直ちに該当する製品の使用を中止していただき、回収に応じていただくよう所有者への注意喚起を行います。また、製造者に対しては、引き続き、原因究明や再発防止対策などについて指導を行ってまいります。

## 記

- 1 製造者： 東洋物産工業株式会社  
本 社： 兵庫県三木市別所町巴 21-1
- 2 該当する防じんマスク（使い捨て式）  
型 式 名 称： TOYO No. 1725（検定合格番号： 第 TM474 号）  
販 売 個 数： 35,440 枚  
回収品の販売対象期間： 平成 23 年 1 月 1 日～29 年 6 月 28 日



TOYO No. 1725（検定合格番号： 第 TM474 号）

3 規格不適合の内容：

粒子捕集効率が DS 2 クラス（国家検定規格では粒子捕集効率が 95%以上）の使い捨て式防じんマスクの粒子捕集効率試験において、粒子捕集効率が最も低いもので 70.48%など粒子捕集効率の基準を下回る製品が複数発見されました。

4 主な原因：現在調査中

5 回収状況について：

平成 29 年 7 月 5 日より製造者が回収・交換を開始しておりますので、所有者は使用を直ちに中止し、回収に応じてください。

6 その他（健康被害のおそれについて）

厚生労働省からの連絡後、製造者が自主的に行った社内試験においては不具合は発見されておりませんが、粒子捕集効率が規格に達しない製品を使用した場合、健康被害のおそれが否定できないため、所有者は使用を直ちに中止し、回収に応じてください。